

外来医療計画について

1 外来医療計画策定のねらい

- ・厚生労働省は、無床診療所の開設状況が都市部に偏っていること等を踏まえ、地域毎の医師の偏在を「見える化」し、新規開業者にその地域に不足する外来医療機能に係る情報提供することで医師偏在の是正につなげることを目的に、平成 30 年 7 月、医療法を改正し、都道府県が策定すべき医療計画（本県では「保健医療計画」）に「外来医療提供体制の確保に関する事項」（＝外来医療計画）を追加した。
- ・これにより、都道府県は、関係機関と協議のうえ、令和元年度中に外来医療計画を策定する必要がある。

2 計画の内容

- (1) その地域において不足する外来機能
- (2) (1)を確保するための方策
- (3) 外来医療に関する協議の場の設置
- (4) 医療機器の共同利用方針

3 計画の策定手順

※各地域の地域医療構想調整会議において協議する

- (1) 「その地域で不足している外来機能は何か」を協議

【ガイドラインにおける例示】

- ① 初期救急（夜間・休日の診療）
- ② 在宅医療
- ③ 公衆衛生（学校医、産業医、予防接種等）

- (2) 「地域で不足している外来機能をどう充足していくか」を協議

- ・外来医師多数区域においては、新規開業者に対して不足している外来機能を担うことを求める。

- (3) 医療機器の効率的な活用に係る計画を策定

- ① 外来医療計画の対象となる機器の種類

C T、M R I、P E T、放射線治療器、マンモグラフィ

- ② 外来医療計画に盛り込む事項

- ・医療機器の配置、保有状況に関する情報
- ・区域ごとの共同利用の方針

※共同利用を行わない場合はその理由